

高槻市告示第 3 5 5 号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定により、同条第 1 項の指定に係る次の区域について同項の指定を解除する。

平成 19 年 7 月 6 日

高槻市長 奥本 務

高槻市古曽部町二丁目 243 番 1、244 番、245 番、245 番 2、246 番 1、246 番 2、246 番 3、247 番 1、247 番 2、248 番 1、248 番 2、249 番 1、250 番、251 番 1、251 番 2、254 番、256 番、257 番、262 番 1、262 番 6、263 番 1、263 番 3、264 番 1、264 番 3、266 番 1、266 番 3、268 番 1、268 番 3、269 番 1、269 番 3、269 番 4、269 番 5、269 番 6、270 番 1、271 番 1、1076 番 1 の各一部